



大桑村告示 50 号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 24 日

大 桑 村 長

坂家 重吉



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
大桑村役場 産業振興課及び大桑村ホームページ
- 3 本公告により、大桑村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。